

税負担の公平性を確保、公平な町民サービスのために

差し押さえなどの滞納処分を強化！

福祉や保健、教育、防災、ごみ処理などの行政サービスは、皆さんの納める税金で賄われています。

税金を滞納することは、税負担の公平性を欠くほか、町の財政を圧迫し、皆さんに提供するサービスが低下する恐れもあります。

町では、十分な資力がありながら納付しない滞納者に対して、滞納処分を積極的に行い、滞納の解消を図っています。

■滞納処分とは

町が滞納者の財産を差し押さえることです。事前の連絡や同意は必要ありません。これまで法令に基づき財産の差し押さえを実施してきましたが、今後も引き続き調査の徹底・差し押さえを実施します。

■滞納処分（財産差押）の対象となる財産

- ・預貯金（銀行等の預金）
- ・給与（月給・賞与）
- ・生命保険（給付金・解約返戻金など）
- ・不動産（土地・家屋）
- ・動産（自動車・バイクなど）

■納税は国民の義務です

支払能力があるにも関わらず遊興費・住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分の対象となります。

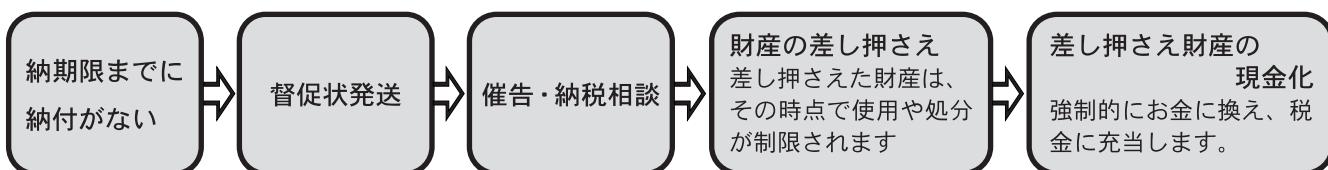
■納期内納付にご協力ください

税金の納付は、納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費も税金で負担することになります。

税金を滞納すると年利8.9%の延滞金が加算されます。納期限までに納めましょう。

■滞納処分までの流れ

納期限を過ぎても納付がなく滞納となった場合、滞納処分の対象となり、財産の差し押さえが可能となります。



▶問合せ 町民課税務係☎②2112

自動車税の滞納は見逃しません！

千葉県は、自動車税の未納額の縮減のため、10月から5月までを滞納整理強化期間とし、給与・預金・自動車などの差押えを一層強化します。

自動車税が未納の場合は、至急納付ください。

〈問合せ〉

千葉県香取県税事務所 (TEL) 0478-54-1314

千葉県総務部税務課 (TEL) 043-223-2127



※差押え自動車の引揚げ